

ショッピングセンター業のベンチマーク の制定について

平成 29 年 12 月 25 日

資源エネルギー庁 省エネルギー課

ショッピングセンター業のベンチマーク制定（案）

● 事業

日本標準産業分類における貸事務所業（6911）のうち貸事務所業、貸店舗業に該当し、かつ下記条件を満たす施設のエネルギー使用量の合計が1,500kl以上の事業

<条件>

- ・小売業の店舗面積は、1,500m² 以上であり、主たる貸店舗を除く10店舗以上の貸店舗を有する。
- ・主たる貸店舗の面積が施設全体の80パーセントを超えないこと。但し、その他の小売業の店舗面積が1,500m² 以上である場合は、この限りではない。
- ・共用部の大部分が屋外にある施設、および地下街は除く。

● ベンチマーク指標

当該事業を行っている施設におけるエネルギー使用量（単位 キロリットル）を総延床面積（単位 平方メートル）にて除した値。

● 目指すべき水準

0.0303(kl/m²)以下（上位15%が達成できる水準）

対象事業

● 事業

日本標準産業分類における貸事務所業（6911）のうち貸事務所業、貸店舗業に該当し、かつ下記条件を満たす施設のエネルギー使用量の合計が1,500kl以上の事業

<条件>

- ・小売業の店舗面積は、1,500㎡以上であり、主たる貸店舗を除く10店舗以上の貸店舗を有する。
- ・主たる貸店舗の面積が施設全体の80パーセントを超えないこと。但し、その他の小売業の店舗面積が1,500㎡以上である場合は、この限りではない。
- ・共用部の大部分が屋外にある施設、および地下街は除く。

（参考）日本標準産業分類

6911 貸事務所業

主として事務所、店舗その他の営業所を比較的長期（通例月別又はそれ以上）に賃貸する事業所をいう。

○貸事務所業（短期のものを除く）；貸店舗業（店舗併用住宅を除く）；貸倉庫業

×貸店舗業（店舗併用住宅のもの） [6921]

ベンチマーク指標

- 当該事業を行っている施設におけるエネルギー使用量（単位 キロリットル）を総延床面積（単位 平方メートル）にて除した値。


$$\text{A施設のベンチマーク指標の値} = \frac{\text{A施設のエネルギー使用量の実績値(k l)}}{\text{A施設の総延床面積(m}^2\text{)}} = 0.000$$

- 当該施設ごとに算出したベンチマーク指標について、施設ごとのエネルギー使用量により加重平均したものを、事業者のベンチマーク指標の値とする。

$$\text{事業者のベンチマーク指標の値} = \frac{\text{A施設のエネルギー使用量の実績値(k l)} \times \text{A施設のベンチマーク指標の値} + \text{B施設のエネルギー使用量の実績値(k l)} \times \text{B施設のベンチマーク指標の値}}{\left(\text{A施設のエネルギー使用量の実績値(k l)} + \text{B施設のエネルギー使用量の実績値(k l)} \right)} = \square.\square\square\square$$

目指すべき水準

- **0.0303 (k l/m²) 以下**（上位15%が達成できる水準）